

徳島県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 2	鳴門池田	板野郡上板町引野字竹重 三七番一地从先から 同 三〇番四地先まで 板野郡上板町引野字竹重 三七番一地从先から 同 二九番一地从先まで	旧	一一・〇〇～一一・四	四四・〇
			新	一一・八〇～一一・九	四四・〇